

別記様式第 2 号

会議の概要報告

会議の名称	第 1 回佐野市地域自立支援協議会幹事会
1 開催日時	平成 2 1 年 6 月 2 6 日（金） 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 5 5 分
2 開催場所	佐野市役所本庁舎第 3 会議室
3 委員等の人数	1 5 人
4 出席委員等の人数	1 4 人
5 議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 主旨説明 2 幹事長および副幹事長選出 3 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 2 0 年度障がい福祉サービス・地域生活支援事業実施状況 (2) 事例から考える支援のあり方について (3) 発達障がいを含む障がい児とその保護者へのサポート体制について (4) 専門部会の設置について
6 会議の公開・非公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 一部公開・非公開の理由 協議する内容が、個人に関する情報も取り扱うものであり、その個人が識別され得るため非公開とするものです
7 傍聴者の数	—
8 会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会とは ・ 障がい福祉サービスの実施状況 ・ 地域活動支援事業の実施状況 ・ 平成 2 0 年度相談支援事業活動報告 ・ 高次脳機能障がいの方への支援 ・ 障がい児家族支援（ペアレントトレーニング）実施結果について ・ 専門部会の設置について ・ 佐野市サポートファイル 等

9 会議の概要

1 主旨説明

自立支援協議会とは、障がい者が地域で生活していくための関係者の連携の場。障がいのある人が普通に暮らせるまちづくりをするための情報の共有や相談支援事業の評価の場。協議会は障がい者のニーズに基づき進めて行き、障がい者の声をまとめ地域に必要な社会資源を生み出すために協議する場所。その他、委員同士が情報を共有しながら研修、学習、知識を深める場等になっている。現在、自立支援法は法的には明確化されていないが今後見直されるだろうとの声もある。

しかし協議会というと、当事者のニーズでなく関係機関のニーズになってしまいがち。主催が市役所であるため、どうしても市役所に対して要求、陳情、解決型の協議になりやすい。そうではなく官民一体となり役割分担をしつつも共同して行く会議になるとよい。

しかし会議だけでは社会資源は生まれない。障がい者の声をまとめ具体的に地域で実践、地域に発信し理解を得る。いろいろな取り組みと結びついた重層的なシステムが地域を動かして行くものになるので、単体の会議ではなく、重層的なシステムと意識しながら市町村でその体制を作っていくべきである。

具体的に障害者のニーズをどう挙げて行くのかについては、相談支援事業がさまざまな障がい者のニーズを一番把握しやすい。そのニーズを協議会に挙げて協議してほしい。その先の展開を考えないとなかなか障がい者のニーズを叶えられない。現状で対応せず、もっと必要な社会資源の開発、連携を意識する。

佐野市では協議会(全体会)と幹事会で構成している。全体会は、障がいとは直接関係のない町会長や子供会、青年会議所及び直接障がい者のニーズを把握するための障がい者団体など、地域全体の構成を作っている。所掌事項では、地域の関係機関とのネットワーク、困難事例の対応のありかた、社会資源の活用、相談支援事業所の運営評価、そして障がい者福祉計画の推進を図るための評価に関することを、協議会の位置づけとしている。

2 幹事長および副幹事長選出

互選により、会長に中野敏子委員、副会長に渡辺純一委員が選出

3 協議事項

(1) 平成20年度障がい福祉サービス・地域生活支援事業実施状況

全体的に給付、利用日数、利用時間、利用者数は毎年概ね増加。第I期計画の中で目標量を立てているが偏りがある。生活介護の日数は増えてはいるが

達成率が落ち込んでいる。その原因の一つとして、国が当初想定していたよりも施設の新体系への移行が遅れているため、達成率に満たない部分がある。そして自立訓練、就労訓練のサービスも予定より少ない。日中一時支援事業は予想していたより伸びている。

サービス利用計画については、現在は単身の障がい者などしか利用できないようになっているが、要件を緩和する動きがあり、いずれかはどなたでもサービス利用計画が立てられるようになるのではないかと。実際に平成20年度後半から決定しているが、現状は、該当する者がなかなかいない、全国的に見ても少ない。

(2) 事例から考える支援のあり方について 課題

①麻痺が残らない(手帳が取れない)高次脳機能障がい者の支援②ネットワークの構築(他の地域の同じようなケースを知ること)。高次脳機能障がい専門の相談機関が必要。③受け入れ側の知識や技術の向上が必要。④本人の自覚がない場合、家族と分裂しやすい。お互いにストレスを感じ、本人は現状では施設等の受け入れが難しく、行く場所がないから自宅に居る、家族は仕事に出てしまい放置するという悪循環になってしまう。そのため高次脳機能障がいの特性を伝えられる知識を持った専門職が必要⑤家族が本人に対して協力的なことは必要だが、支援する人との理解のずれが出てきてしまう。そのずれを解消するために通訳的な存在が必要。

(3) 発達障がいを含む障がい児とその保護者へのサポート体制について

発達障害の保護者のサポート体制について会議を重ね、佐野市版サポートファイルを作成することができた。その主旨は、色々な場面で連携するための情報共有。期待する効果は、一貫した支援の推進。保護者による情報の外部提供の援助。情報の共有、保持。保護者自身がファイルを通して受身の立場だけでは無く、毎日の生活を記録し関係者に情報を提供する積極的な役割があるという意識の向上など。

佐野市の特徴としては、まず、保健センターで母子手帳を配布する時「すこやか成長の記録」を渡し貼ってもらう、そして成長の確認、親御さんの育児力を高める事に繋がられる様期待している。健診で援助が必要となれば、サービスを利用するための申請を障がい福祉課でするのでその時に、母子手帳に続く物としてサポートファイルを配布している。ページはつけずに、書きやすいよう種類ごとに色分けした。そして福祉制度資料も同時に配布している。広汎性発達障がいの子どもをもつ親の会でも説明しサポートファイルを配布した。今

後も一貫した支援が目標である。

また、学齢期の親子の支援について、昨年度から柳川医師等協力のもと、試行的にペアレントトレーニング（親業）を実施した。トレーニングを行うことで親御さんの精神的、肉体的、金銭的な負担を減らす現実的な援助、社会的ハンディキャップを減らす効果を期待している。トレーニングには49人参加者があり、母親以外にも父親、おばあちゃんなどの参加があった。3回で105名。障がい児を持つ家族支援として今年度はとちのみ会で実施する考えがある。

（４）専門部会の設置について

重点的に取り組む分野を掲げていき、より専門的に、かつ柔軟に検討して行く必要があり、専門部会を設置する。

- テーマ
- ①障がい者の就労（幹事会全体のテーマとする）
 - ②発達障がいの支援（部会長：藤見委員）
 - ③障がい者の居場所づくり（部会長：二木委員）